

平成 22 年 11 月 1 日

各 位

株式会社 西京銀行
取締役頭取 平岡英雄

「個人型確定拠出年金（401k）」の取扱開始について
～ 老後の資金を積み立てできる税制優遇の大きい年金制度です ～

当行は、平成 22 年 11 月 1 日より、確定拠出年金(401k)の運営管理機関である東京海上日動火災保険株式会社と提携し、「個人型確定拠出年金(401k)」の受付業務を開始することとしましたのでお知らせいたします。

「個人型確定拠出年金(401k)」は、自営業の方や企業年金のない企業にお勤めの方などを対象とする公的年金に上乗せする年金制度で、掛金が全額所得控除になる等大きな税制メリットがある制度です。

以下に、「個人型確定拠出年金(401k)」の概要をお知らせいたします。

◆本件に関するお問い合わせ

西京銀行 営業統括部（担当：田中）

TEL 0834-22-7663

「個人型確定拠出年金(401k)」の概要

1. 大きな税制メリット

- ・ 掛金が全額所得控除となります。
- ・ 運用益は非課税となります。
- ・ 給付金を年金で受け取る場合は「公的年金等控除」、一時金で受け取る場合は「退職所得控除」が適用されます。

2. 加入対象者と拠出限度額

加入対象者	拠出限度額
国民年金の第1号被保険者	月額68,000円 (国民年金基金の掛金と合算)
国民年金の第2号被保険者 (企業年金、確定拠出年金企業型等に 加入されていない方)	月額23,000円

＊ 最低掛金額は月額5,000円以上で、拠出限度額まで1,000円単位で設定できます。

＊ 公務員や国民年金の第3号被保険者の方（主婦等）は加入できません。

3. 加入時のご留意点

- ・ 原則、60歳まで途中の引出し、脱退はできません。
- ・ 加入から受取りが終了するまでの間、所定の手数料がかかります。
特に加入から60歳までの期間が短くかつ掛金が少額の場合、受取金額が掛金合計額を下回ることがありますのでご注意ください。
- ・ 掛金は原則、60歳になるまで（59歳11ヶ月目まで）拠出します。
- ・ 60歳時点で通算加入者等期間が10年に満たない場合、段階的に最高65歳まで受取りを開始できる年齢が繰り下がります。

以上